

## 規則

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十九号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

#### 第二条 削除

第十条第二号中「第八条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第八条第二号又は第五号」を「第八条第三号又は第六号」に改め、同条第三号中「第八条第二号、第三号又は第五号」を「第八条第三号、第四号又は第六号」に改め、「第八条第一号」の下に「又は第二号」を加え、同条第四号中「第八条第四号」を「第八条第五号」に改め、同条第五号中「第九条第一項又は第二項」を「第九条」に改め、「第八条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第八条第二号、第三号又は第五号」を「第八条第三号、第四号又は第六号」に改め、同条に次の一号を加える。

六 条例第九条各号のいずれにも該当しないことが明らかになったとき。

第十一条第一項中「を奨学金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間」を「と同条第二号に規定する勤務の期間とを合計した期間（知事が、奨学金の貸与を受けた者が条例第九条各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認めるときは、同条各号に規定する奨学金の返還等の債務を免除するために必要な勤務を行ったと認められない期間を除く。）を特定期間」に改める。

第十二条第一項中「第九条第一項若しくは第二項」を「第九条」に改める。

第十六条中「臨床研修を修了した後」を削り、「第八条第一号」の下に「又は第二号」を、「（臨床研修」の下に「又は専門研修」を加える。

第十七条の見出しを「（専門研修受講開始届等）」に改め、同条中「後期研修の」を「専門研修の」に、「後期研修受講開始（修了）届」を「専門研修受講開始（修了）届」に改める。

第十八条第三号中「後期研修」を「専門研修」に改め、同条第五号中「第八条第四号又は第五号」を「第八条第五号又は第六号」に改める。

様式第二号中「得た後は」の次に、「条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づき」を加え、「第8条第2号、第3号又は第5号」を「第8条第2号から第4号まで又は第6号」に、「条例及び埼玉

県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく埼玉県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等において条例に規定する期間、「又は」特定地域の公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科に」に添ふる。

様式第三号中「第8条第2号、第3号又は第5号」や「第8条第2号から第4号まで又は第6号」並びに「県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等」や「特定地域の公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科」に添ふる。

様式第七号中「臨床研修修了後、」を添ふる。

様式第八号中「後期研修受講講開始（修了）届」や「専門研修受講講開始（修了）届」並びに「後期研修の」や「専門研修の」並びに「の病院」や「の病院（診療所）」並びに「病院名」や「病院（診療所）名」並びに「病院長」や「病院（診療所）長」に添ふる。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。